

ZENKOKU 青税連

1993・7・15

一年をふりかえって

—会長挨拶—

「行政手続法案」

全青・事務所見学会

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン303号

TEL 03 (3354) 4162

FAX 03 (3354) 4095

No.99

発行人 会長 益子 良一 編集人 広報部長 加藤 弘

No.99 CONTENTS 1993. 7

・一年をふりかえって —反省と今後への期待をこめて—	会長 益子 良一	3～5
・「行政手続法案」 —国税通則法改正案によって税務行政手続きは完全に骨抜き—	会長 益子 良一	5～7
・〈全青・事務所見学会〉 全青・事務所見学会記 —平成5年5月21日～22日—	研究部長 麻田 利博	8～10
全青主催事務所見学会に参加して 武者 政実 (東京)		10～11
事務所見学会に参加して	小山 晃司 (京都)	11
書籍紹介	(朝日大学法学部教授 石村耕治著) 「先進諸国の納税者権利憲章」 —わが国税務行政手続の課題—	
	岩田 俊一 (東京)	12



一年をふりかえって

——反省と今後への期待をこめて——

会長 益子良一



1. 巖のなかの門出

私達執行部が就任したのは、昨年の熊本大会である。私達は、事前の打ち合わせがあるので、大会の前日から熊本に入るため羽田空港に急いだ。

しかし、折りからの台風が九州地方を襲い飛行機は全便欠航。やっと夕方近くになって、福岡経由で熊本へ着く事ができた。

このように大会前日に台風の洗礼を受けるという波乱含みの門出になって、これから的一年間を暗示させるものであった。

この予感はまさに的中したといえる事態は、大会から一週間もしないうちに発生した。

会報96号で報告した鹿児島青年税理士クラブと岡山県青年税理士クラブの全国青年税理士連盟からの退会である。

しかしこの退会問題は、私達執行部にとって全国青税のリストラクチャリング（事業の再構築）に取り組む良い機会を提供していただいたと考えている。

全国青年税理士連盟も、昨年の大会で25年を迎えることができ、そろそろ組織の再点検の時期にさしかかっていたといえよう。活動には、高揚期もあるし停滞期もある。

とくに現在の情勢は、政治にしても経済にしても非常に不透明な状況下にある。

私達は、全国青税に加盟している各地域の単位会と個人会員から執行部を預かっているものである。私達執行部は、それこそ手弁当わらじがけで活動を行っている。

それはひとえに、私達が終生の職業として選んだ税理士という職業に誇りをもっており、少しでも税理士制度を良くしていきたい、即ち税金の面で弁護士として納税者の権利を守っていく「国民のための税理士制度の確立」を考えているからこそ時間と費用をかけているのである。

このように私達執行部は、自分のお金と時間を使って青税活動を行っているのであるが、今一度

「青税とはなにか」そして「全国青税の役割は何か」を考えながら行動した一年であった。

2. 各単位会の忘年会などに出席して

私自身各地域の単位青税の忘年会や新年会など機会あるごとに参加させていただいた。

そこで全国青税に対する会員の認識を経験させてもらった。各地域とも共通していえることは、全国青税にリアルタイムな情報の提供を非常に望んでいるということである。

この点については、全国青税としても反省する必要があることを痛感した。

ある面では、当然各会員は知っていると思われる情報でも、税理士会の本会からは流れてきていないことが多々あることがわかった。

そこで全国青税では、例えば国税庁課税部資産評価企画官室がだした「財産評価基本通達（土地関係）質疑応答事例集（第2集）1992年11月20付」入手した段階で、速やかに各単位青税に配布するなどの情報提供を密に行っている。

しかし、それでも不十分であるので今後は、情報担当部を設置するかして各種情報を集約して、それを各単位青税に速やかに提供できるシステムが構築できればと考える。

また、各地域の単位会では研修会に非常なウェイトを置いていることもわかった。

全国青税では、そのようなニーズに応えるために、組織部を中心に研修講師団リストの作成に着手し、各地域で例えば山本守之先生のような著名な講師の方を呼びたいときに、スムーズに呼べるような体制の整備を行っている。

講師団リストは充実していきたいと考えているので、各地域で知り合いの専門家で、青税のために協力してもよいという人がいたら、組織部長宛に連絡いただくと同時に、ぜひ研修講師団リストを各単位会で利用してもらいたいと考えている。

会費の問題では確かに各地域の単位会にとって全国青税の会費負担は大きいかもしない。

しかし、全国青税に加盟するということは、会員は自動的に全国の青年税理士と友達となる機会が提供されたということになり情報収集で計り知れないメリットがあることを理解していただきたい。

せっかくそのような場があるのであるからそのネットワークを利用してもらいたいと思うのである。

3. 税務行政手続きについて

行政手続法案がこの通常国会に上程されることとなった。

この行政手続法案がでてきた経緯自体、アメリカとの構造協議で、我が国の行政手続きの不透明さが指摘されたことによる。

ところでこの法案は、税務調査などの税務行政手続きと密接に関係している。

行政手続法の施行に伴う関係法律の整備等として、国税通則法の改正案がセットで上程されているが、その中で税務行政手続きはすべて適用除外とされている。

もしこの国税通則法の改正案がとおってしまうと、税務調査の適正手続きを法制化する途がほとんど閉ざされてしまう結果となってしまうだろう。

すなわち、行政手続法の制定は一定の前進であるが、しかしその目的とする「行政運営における公正の確保と透明性の向上」と「国民の権利利益の保護に資する」趣旨が、国税通則法をセットで改正することによって、税務行政手続きにおいては、実質骨抜きにされてしまう。

だから国税通則法のこのような改正には反対の行動を起こしていく必要がある。

全国青税は、よく反対運動をするから片寄った意見に左右されているのではないかという誤解が存在するのも事実である。

しかし我々青年税理士が、税の専門家として、制度問題を論ずること、例えば、税制改正が国民生活にどう関わってくるのか、あるいはその制度改正によって国民生活にどのような不都合が生じるのかを研究し、それに対して意見を発表して行動を起こしていくことは、国民から青年税理士に課せられた使命であると考える。

4. T C フォーラムについて

全国青税は、一昨年はアメリカ、カナダへ、昨年はオーストラリアに納税者番号制や税務行政手

続きについて視察団を派遣している。

また今年はヨーロッパに視察団を派遣し、オンライン制度を研究することを予定している。

ところで我が国でも北野弘久先生をはじめとする大学教授が中心となって、T C (Taxpayer Charter) フォーラム「納税者の権利憲章」をつくる会の準備会が発足している。

全国青税でも、4月18日の仙台の理事会で正式に加入することを決定した。

T C フォーラムの加入の呼びかけでは、「日本における納税者（タックス・ペイサー）の権利保護のため、『納税者の権利憲章』の制定をめざすことを目的とする」としており、具体的には、『納税者の権利憲章』の制定と併せて『税務行政における適正な手続き法』の制定の運動を呼びかけている。

この会は、一つの目的に沿って会員を募っているので、いろいろな団体や個人が入ってくることが予想される。しかし、税務行政手続きの法制化という大事業は青年税理士だけで達成できるものではなく、国民各層の幅広い支持が必要である。

そういう意味では、いろいろな団体や個人が入ってくることが必要といえよう。

その中で、「税務行政手続き法」制定という全国青税の主張を実現させていく努力が肝心である。

そのためには全国青税として、「税務行政手続法要綱案」を検討する委員会を設ける、あるいは「税務行政の現状と問題点」というような報告書を作成し、それを翻訳して諸外国に配布して外圧によって「税務行政手続き法」を作らざるおえない状況に政府を追い込んでいくプロジェクト。チームを設けるなど積極的に取り組んでいくことが必要であろう。

5. 会長を引き受けて

全国青税は今はやりのリストラではないが、事業の見直しと同時に、この事業年度で諸々のことに対する着手した。その中には、継続して進めていく必要なことも多々ある。

私は東京以外の会長として、神奈川青年税理士クラブから10年ぶりに選出されている。

東京と神奈川では、それほど違いがないように思うかもしれないが、地域の差というのはやはり大きく感じざるおえない。

神奈川青税には、総務部長をはじめとして各部

長や委員長をお願いするなど多大な負担をかけてしまった。

しかし私があえて会長を引き受けたのは、全国青税は全国組織なのだから、近い将来、近畿青税や名古屋青税あるいは他の単位青税で会長を引き受けてもらえる一つのきっかけになつてもらえばということもあってお引き受けした。

私の後も、神奈川青税から会長が選出されることとなり二期続けて東京以外の単位青税で会長をだすことになり、東京以外の会長でも会務運営はやっていけるという道筋だけはできたのではないだろうか。

全国青年司法書士協議会が全国各地から会長を選出していることを考えれば、決して不可能なことではないのである。

6. 退任にあたって

金丸問題では、全国青税では税理士の立場から「5億円の政治献金」について、昨年の11月6日に「公正な税務執行」を望む旨、国税庁長官宛に申し入れ書を提出し、そのことは記事として11月10日の朝日新聞に載るなど反響をよび、その結果は3月の確定申告期にマスコミを賑わせた金丸脱税事件発生につながっている。

申し入れ書が直接のきっかけではないとしても国民の怒りを税の専門家の立場から主張していく

大切さを認識させられた。

最後に私の任期もあとわずかになってしまったが、心残りは私の代で2つの単位青税が退会したままで、新しい単位青税を仲間に迎えることなく退任することである。

しかし組織部長を中心に働きかけを行い、新しい芽はできつると確信しているので、引き続きその働きかけをしてもらえばと思う。

とくに退会した単位会にも、次期執行部で再加入の働きかけをしてもらえば幸いである。

7. さいごに

私は、会長就任のあいさつの中で、各地域の単位会と個人会員の支えがなければ、全国青税は崩壊してしまうと訴えました。

しかしなんとか一年やってこれたのは、私を支えてくれた執行部のみなさんや各地域の単位会と個人会員その他大勢の方々のおかげであると感謝しております。

今年の大会は、名古屋青年税理士連盟が担当して、総会の前後をはんさんで会場の中で自由に遊ぶという今までの大会とは趣をかえています。

全国の会員のみなさん！

合歓の郷でお会いしましょう。

一年間ありがとうございました。

「行政手続法案」

—国税通則法改正案によって
税務行政手続きは完全に骨抜き—

会長 益子 良一

1. はじめに

懸案となっていた「行政手続法案」は、5月21日に361の関係法の一部改正案とともに閣議決定した。

それに伴い、5月24日に国会に上程されている。前号でこの問題について述べたが、「行政手続法案」が国会に上程されたことに伴い、状況が変化しており、かつ重要な問題点を含んでいるので再度この問題について述べさせていただきたい。

なお、この原稿は神奈川青年税理士クラブに寄稿した文章を基本的ペースにしているので、神奈川青税の会員のみなさんにはお許しを願いたい。

2. 「行政手続法案」の成立、施行によって

日本経済新聞1993年5月23日付け記事でも指摘しているように、「実際に許認可権を持つ官庁の行政指導に異議を唱えるにはなお勇気がいる。申請する側や行政指導や処分を受ける側が同法案を理解し、有効に活用しなければ、法の精神は生きこない。」といつており、さらに「諸外国の行政手続法で扱っている『公共事業決定プロセスでの住民参加の原則』が盛り込まれなかつたり、地方公共団体による処分には適用されないと問題点を指摘している。

とくに、「行政手続法案」では、「これまで法的根拠のなかった行政指導を法律で定義することで、行政指導を認知し、行政権の事実上の拡大を容認しかねないとの懸念も一部にある。」と同記事中で述べている。

ところでこの「行政手続法案」と同時に「行政手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案による改正事項」として国税通則法の改正がてきている。

しかし、この国税通則法の改正は我々税理士の業務にとって非常に重要な問題点を含んでいる。

「行政手続法案」の陰に隠れているが、もしこの国税通則法の改正案が通ってしまうと、税務行政手続きは完全に適用除外となり、将来的にみて税務行政手続きを整備する途すら閉ざしかねない危険性をもっている。

3. 「行政手続法案」と「要綱案」の違い

そもそもこの「行政手続法案」がでてきた経緯は、前号でも指摘したようにアメリカとの構造協議で我が国の行政手続きの不透明さを指摘されたことによる。

そこで1990年12月の閣議決定を受けた臨時行政改革推進審議会（第三次行革審）は、1991年12月12日に、「公正、透明な行政手続法制の整備に関する答申」として、「行政手続法要綱案」（以下、「要綱案」という）を取りまとめた。

今回提出された「行政手続法案」は、この「要綱案」にもとづいててきているわけであるが、「租税の賦課徴収に関する処分の手続」については、大きく変更されている。

「要綱案」では、「租税の賦課徴収に関する処分の手続」については、「特定の行政分野について独自の手続体系が形成されているもの」として国税通則法を例にあげて、第2章申請に対する処分、および第3章不利益処分の規定は、適用しないものとしている。

しかし、「行政手続法案」では、第3条（適用除外）として、「次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。」として、「申請に対する処分」「不利益処分」および「行政指導」について適用除外としている。

すなわち、第3条6号で「国税若しくは地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用

する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、徴収官吏、税關長、税關職員若しくは徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導」については、行政手続法の適用除外としている。

この規定だけをみると、「国税若しくは地方税の犯則事件に関する法令...」と適用除外の範囲が準司法的な分野に限定されており、それ以外は行政手続法が適用されることとなり「要綱案」より範囲は広がっている。

しかし、「行政手続法案」では第1条2項で「処分、行政指導及び届出に関する手続に関する法律に規定する事項について、他の法律に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。」としている。

先にも述べたように、「行政手続法案」とともに、国税通則法の改正案が提案されており、もしこの国税通則法の改正案が通ると、この改正案が優先して適用されることとなる。

4. 国税通則法改正案の問題点

国税通則法改正案では、行政手続法の適用除外として第74条の2に規定を設けている。

すなわち、第1項では、「国税に関する法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為（略）については、行政手続法第2章（申請に対する処分）及び第3章（不利益処分）の規定は適用しない。」としている。

また第2項で、「国税に関する法律に基づく納税義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（略）については、行政手続法第35条第2項（行政指導に係る書面の交付）及び第36条（複数の者を対象とする行政指導）の規定は、適用しない。」としており、実務上よく問題となる修正申告の懲罰という行政指導にしても、適用除外とされている。

さらに第3項で、「国税に関する法律に基づき國の機関以外の者が提出先とされている届出（略）については、同法第37条（届出）の規定は、適用しない。」としている。

結局、税務行政における適正手続きは、完全といってよいほど除外されており、「行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかで

あることをいう。) の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的」とする行政手続法の趣旨は、個別法で完全に骨抜きにされている。

5. 「要綱案」の趣旨の逸脱

国税通則法のなかに適用除外規定を設けることは、一見すると合理性があるようと考えられる。

しかし「要綱案」で、「租税の賦課徴収に関する処分の手続」について、第2章申請に対する処分、および第3章不利益処分の規定は適用しないものとしているが、「行政手続法要綱案の解説」(以下、「要綱案解説」という)では次のようにしている。

すなわち、「それぞれの個別法で、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図る観点から必要に応じて規定の見直し等を行った上で、行政手続法の適用除外措置を講ずることが適当と考える。」としている。

そのことの趣旨は、「行政運営の公正の確保と透明性の向上を図る観点」から国税通則法等の個別法で税務行政手続規定の見直し等をした上で、行政手続法の適用除外措置を講ずる必要があるといっているのである。

ところがそのような整備をしないままに、国税通則法という個別法で行政手続法を適用除外することは、巧みに「要綱案」の趣旨を逸脱させているといえよう。

6. 適用除外とする理由は非常にあいまい

ところで、「行政手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案による改正事項一覧」で「第2章、第3章及び第4章の規定の適用除外」として「租税の賦課徴収に関する処分及び行政指導」を適用除外とする理由として次のように説明している。

すなわち、「金銭に関する処分であり、かつ反復して大量に行われるものであるため、国税通則法等において必要な範囲の手続を規定して完結した独自の手続体系が形成されている。また、行政指導については、申告納税制度の下で、一時期に大量に行う必要があるものであり、これに書面交付義務等をかけることは、税務の適正な執行に多大な影響を及ぼす。」といっている。

しかし税務行政手続きについて、国税通則法等が必要な範囲の手続を十分に規定して完結した独

自の手続体系を形成しているといえるだろうか。

「要綱案解説」ですら「完結した」とは言い切っていない。

現在の質問検査権に基づく税務調査の事前手続きを鑑みると十分に「完結した」手続体系が形成されているとはいえない。

また行政指導にしても、申告納税制度の下で、一時期に大量に行う必要があるものであり、これに書面交付義務等をかけることは、税務の適正な執行に多大な影響を及ぼすといっているが、これはまさに行政を主体とした考え方といえよう。

修正申告の懲罰という行政指導は、納税者の訴訟する権利を奪うこととなるので、国民の権利を守るうえからも当然書面交付義務を課すべきである。

7. 国税通則法の改正には断固反対しよう。

全国青税では、税務行政手続きについて一昨年来より諸外国に視察団を派遣し、また秋季シンポジウムで取り上げるなど積極的な活動を行ってきている。

我々は税務行政手続きに対して、諸外国の税務行政手続きの現状を含め深く研究しているが、今回のような税務行政手続きを完全に適用除外とする国税通則法の改正には、断固反対していく必要がある。

とくに、国会審議は内閣委員会の所管になっているが、すべての分野に關係してくるので、内閣委員会だけで審議するのではなくて、他の委員会も合同したところで慎重に審議する必要があるのではないかと考える。

8. おわりに

国税通則法改正の問題は、我々の税理士業務に多大の影響を与える。

だからこの改正案について、各地域で早急に学習会を開催して問題点を理解すると同時に、その結果、国税通則法改正反対の運動に取り組んでもらえれば幸いである。

※ 衆議院の解散により廃案となったが、新しい国会で再度同内容で上程されることが予想されるので今後とも国税通則法改悪反対の運動に取り組む必要があろう。

全青・事務所見学会

全青・事務所見学記

—平成5年5月21日～22日—

研究部長 麻 田 利 博

わたしが研究部長に就任した直後の昨年9月、益子会長との本年度の事業計画に関する打ち合わせの席上、「今年は事務所見学ツアーを行ないたい」という要望が出され、秋季シンポジウムの開催のみを考えていた私には、全く予期せぬ課題の提供であったが、全青にとっての研究部の活動意義を自分なりに解釈した結果、昨年12月頃からその実施に向けて準備することとなった。

まず、参加者を募集する段で、参加者の人員及び関心事並びに見学事務所の規模や所在地域等について検討を重ねた結果、近畿青税の会員から推薦された会計事務所の中から、10名以上の見学者を受け入れていただける規模の会計事務所を見学先と決定した。

以下、各見学事務所について、私の見聞した範囲内で紹介することとする。

1. 増田会計事務所（参加人員12名）

J R姫路駅から南東へ徒歩約10分、総合庁舎や税務署等の官公庁のビルが点在する地区に、グレーを基調としたシックでモダンな鉄筋4階建の増田会計事務所は所在する。建物内部の装飾品や絵画、ポスター類はいずれも近代的・現代的なセンスを感じさせるもので統一されている。増田泰之先生は二代目ということではあったが、先代の事務所は神戸元町に今も残っており、我々が訪問した事務所はご自身の力で築き上げられたと聞く。

3階の会議室では、主に事務所の推移と現状及び今後のビジョンについて語っていただいたが、現在の経営方針は、5年毎の中期経営計画を基に、毎年初の年次計画の策定・実施をくり返しながら着実な成長を目指しているとのことであり、例えば売上高に関しては年10%程度の増加率を目標にしているということだ。また売上増加には新規顧客の開拓が必要なわけだが、そのための基本は人とつき合いを大切にするという姿勢、しかも顧客でない人とも普通人として誠実に接することの



〈増田会計事務所〉

できるセンスだと理解した。

単なる普通人では顧客拡大は簡単にはできないわけだが、爽やかで人懐っこい増田先生の人格に、短時間ではあるが接することができ、何か神の啓示を受けたような気がしたのは、果して私だけであつたろうか。

2. 細谷総合会計事務所（参加人員14名）

南海高野線堺東駅から南西へ徒歩約15分、駅前の中心街を少し離れた所に、地上4階地下1階建の細谷会計ビルがある。

今回の事務所見学にあたり、細谷陸雄先生には2時間程度お邪魔したい旨をお伝えしたところ、「その程度の時間では事務所の概略しか紹介できないよ」とお叱りとも激励とも受けとれるご返事をいただき、当初予定していた当日の宿泊地を京都市内のホテルから細谷事務所に近いホテルに変更し、夜の懇談会も含めると約6時間に及ぶ事務所見学となつた。

参加者全員の質問に対する細谷先生の応答に関する私の総合的な所見は、事務所経営に係る種々雑多な問題点を木目こまかく整理し、実務的な解決策を実施されているということである。例えば帳票の種類について、その数は不明のことであるが、参加者に提供されたものだけでも20数種も

あり、いかなる業務にも即応し得る帳票類が用意されていることが窺い知れた。また興味深く拝聴した制度として、フレックスタイム制がある。1週40時間を標準コアタイムとし、年間総労働時間を1865時間(平成4年)として、年間業務スケジュールに即した形態が採用されている。

バイタリティあふれた精神から湧き出る細谷先生のメッセージは、参加された会員一人一人の生きる糧になるものと確信する。

3. 大高税理士事務所(参加人員13名)

翌日は、前日堺のホテルで宿泊された参加者には、6時半起床をお願いして、次の見学先である大高税理士事務所を9時半に訪れた。当事務所は京阪樟葉駅から東方へ車で約5分、男山団地に接した住宅地に存在する。

当初、当日の土曜日は休日と聞いていたので、事務所内での懇談を予定していたが、5月の決算業務のために所員の皆様が出勤されていたため、事務所内を30分程度見学させていただいた後、近くに所在の「日本会計社」の会議室に場所を移して、大高友紀先生のお話を伺った。

ところでこの「日本会計社」はよくある会計業務のみを行なう会計事務所の別会社ではあるが、出資者が大高先生をはじめとする4人の税理士であるところが特徴である。一般的には節税策として会計事務所内に別会社を設けている場合が多いと思うが、大高先生は記帳代行業を積極的に取り組むべきマーケットの一つであると考えておられ

る。つまり記帳のできないあるいはやりたくない事業者や会社の存在は未だに決して少なくなく、コンピュータのダウンサイジング化、会計ソフトの改良・低廉化により、低コストで大量に記帳業務を消化できる状況になりつつあること、また記帳のみの需要が税務や会計監査業務の領域にまで発展拡大するケースを見越しておられるわけだ。

大高先生には事務所の業績の推移や経営理念等について約1時間半お話し頂いたが、その後の質疑時間は、パソコンを使った記帳代行業務に関するものに終始し、記帳業務の高能率化という問題が、税理士共通のファンダメンタルズであることを痛感した次第である。

解散予定の12時を大幅に過ぎ、大高先生及び日本会計社の共同出資者である山下晴大先生も交えた昼食会を終え、京阪樟葉駅で解散したのは午後3時であった。

以上のとおり、参加者全員のご協力により、無事全スケジュールを完了することができたが、この事務所見学を終えての自分なりの総括をすると、ご参加いただいた会員各位と我々の訪問を快くお引き受け下さった先生方の税理士業務に対する熱意に触れ、私自身の些細な思慮などは悉くふっ飛ばされてしまったというふうに表現できようか。

最後に、増田、細谷及び大高各先生には、本当に有意義な機会をお与えいただきましたことに心より感謝申し上げる次第であります。

全青主催事務所見学会に参加して

武者政実(東京)

地域を超えて会計事務所を見学する。地域の特異性がある故に特徴ある経営形態として具体化されてくるのではないか、という麻田利博研究部長のご案内に何か魅了され姫路市・堺市・八幡市の諸先輩の事務所を2日間巡らせて頂きました。

1. 増田会計事務所

所長 増田泰之 生年月日 昭和24年3

月8日 設立年月 昭和53年4月 所員数

24名 モットー 顧客第一主義 特徴

「ミスター・レーダー」による未来会計

何よりもそのビルの外観、トレンディードラマ

にも出てくるようなそのオフィス内の諸設備、きちんと整理されている机等々。参加した10数名の先生がど肝を抜かれ高揚した雰囲気の中会議室で先生の説明がありました。

自らの会計事務所を一般の企業としてとらえ経営方針を明示し更に中期5ヶ年経営計画書、平成5年重点方針等々、姫路で一番を第一目的とし若い人材を育てより付加価値の高い仕事をする。完全に企業としての形態を取り入れており、更に商品化戦略として所得税申告書に各種明細書の添付、法人税申告書にカラープリンター使用による経営

分析等の添付及び製本機による製本、別法人によるコンサルティング業務等々。ある程度人並みの生活ができ自分の好きなようにやるんだと独立した私ですが、青税会員の大先輩に教えられ自己改革の一歩から初めなくてはと決意せざるを得ませんでした。

2. 細谷総合事務所

所長 細谷睦雄 生年月日 昭和15年4月27日 設立年月 昭和56年8月 所員数 30名 モットー 謙虚・純粹・感動 特徴 業務開発室の設置による総合的コンサルタント・システム

2cm×5cm程度のラベル用紙が配付され、氏名・開業年数、質問事項を記載して下さいとの先生の指示にワイワイガヤガヤと質問応答を予定した皆の中に一瞬の緊張が走りました。数分するとそのラベルシールが質問別に並べ替えられ皆にコピーが配付されました。その内容を大別すると①新しい事務所のありかた②総合事務所化のノウハウ及びメリット③事務所の人事管理・組織 この3点でした先生は類別にひとりひとりの先生について丁寧に明確に数分ずつの時間をかけて応答しました。私はその光景をまのあたりにして戦慄に近いものを感じました。そうですこれこそ人間関係の基本なのです。複数の先生方、職員の方、ユーザーに話しかけてるのではありません。一人一人の人間と向かいあっているのです。同一物品の大量生産、画一的な横ならび、多数による民主主義等々にならされている自分としましては大勢の関与先、職員、同業者、仲間達等の成長とともに拡大していくそれらの人々に対し元元の自分だけでなく人間性に支えられたテクニックが必要なんだということをつくづく思い知らされた次第であります。又事務所の業務マニュアルは創意工夫に富みひたすら頂いた次第であります。懇親会につきましては事務所のスタッフであります高木美和子先生も同席されていろいろな話がありました

細谷先生の人間的魅力とカリスマ性が5人の勤務税理士が事務所に存在する理由だそうです。

3. 大高税理士事務所

所長 大高友紀 生年月日 昭和22年1月4日 設立年月 昭和56年8月 所員数 13名 モットー 個福創造 特徴 事務所の高度化を目指し、「楽太郎」等の導入による記帳業務と税務の分離

地元の先生方数名と日本会計社を共同で設立運営し記帳代行業務を移管し楽太郎により簿記の知識がなくてもできるソフトによりパートの活用を図っています。更にCSKの「会計俱楽部」なるソフトの構築に関与し会計業務の作業の簡単化、時間の短縮、ダウンサイジングに取り組んでいます。会計事務所の究極のサービスは試算表を一日でも早く作成することと明確に返答して頂き、資産税を中心とした格好いい事務所展開を夢想していた自分には直接的にいろいろな意味で考え直す点が多く参考になりました。



〈大高税理士事務所〉

以上稚拙さ故表現につくせない、誤まっている部分も数多くありますがご勘弁をお願い致します。

最後に自分は青税により育てられたのだからという好意に甘え企業秘密の数々を盗まして頂きました、増田先生・細谷先生・大高先生、本当に有難うございました。

事務所見学会に参加して

小山晃司(京都)

5月21日(金)全青の事務所見学会に参加することになった。

私の所属する京都青税では、マネージメント部、

広報部で年3回ほど事務所訪問を実施しているが、全青では初めての試みだということである。

見学させていただく事務所は、姫路の増田会計

事務所と、堺の細谷総合会計事務所で、共に所員20~30名の大型事務所である。

当日は、午前9時30分に姫路駅前のホテルに集合しなければならない。

京都、姫路間の移動時間もかなりかかるため、法人の3月決算でバタバタしていた私は、「限られた時間を有効に使うためには新幹線を使うしかあるまい」と考えたが、そこで節約された時間は睡眠時間にしかならないことに気付き、早起きしてローカル線で行くことにした。

午前10時頃、集合場所から15分程歩いて増田会計事務所に到着した。普段から健康に人一倍気をついている青税会員は、タクシーになど乗らない。

所長の増田泰之先生は、見学に参加した先生もおっしゃっていたが星野仙一に似た、人を引き付けるような雰囲気をもった方である。

事務所は先生所有のおしゃれなビルである。その一室で事務所の経営、運営方針などの説明をしていただいた。

増田会計事務所で最も特徴的だと思ったのは、事務所の中期経営計画書を全所員に開示されているということである。

所長先生の経営方針を明確な形で所員に提示することにより、所員全員が一定の方向性をもって業務を行う、まさにトップダウンアプローチの典型と言える。

また、商品化戦略と称して、申告書ひとつとっても経営分析資料を添付するなどレポートの形にして顧客に大切に保管してもらえるようにされているとのことである。この商品化にあたっては、ミスター・レーダーを活用されている。

あっという間に予定時間となり、帰りは増田先生の御好意に甘えて、駅まで自動車で送っていただいた。

さて、午後は堺に移動しなければならない。その前に腹ごしらえだ。姫路駅付近には、たくさん食事する場所があったが、ここでも健康には人一倍気を付けている青税会員は、そばと炊き込みごはんで意見が一致。ステーキが食べたいなどという人はひとりもいない。

午後3時に細谷総合会計事務所に到着。これまた、かっこいいビルである。

会議室に通していただき席につくと私達の前に小さなメモが置かれている。「皆さんのが今日事務



〈細谷総合会計事務所〉

所見学に来られた目的を書いて下さい。」と、細谷先生。

いきなり予想外の展開で緊張してしまう。各自が書いたメモを一枚にまとめてコピーし全員に配られる。ディスカッションを効率的に行うひとつ的方法だそうだ。

こちらの事務所はパソコンをうまく活用して、日常業務の効率化を図られている。また、大勢の所員の業務管理については、マニュアル化及びチェックシートにより対応されている。

また、顧問料に比べ非常に手間がかかり採算がとれていない顧問先等に対する対応については、採算がとれる水準まで顧問料を上げたり、あるいはお断りしてしまうという発想ではなく、会計事務所サイドが低い顧問料でもペイできるよう合理化すべきだとのこと。

予定されていた時間も、あっという間にすぎてしまったので、場所をホテルに移して、夜の部のスタートだ。

皆さんアルコールが入ったせいか、「こんなこと聞いてもええんかいな。?」というような質問も飛び出し、細谷先生も少しお困りだったのではないかでしょうか。

最後になりましたが、非常にお忙しい時期であったにもかかわらず、長時間にわたり事務所見学にご協力下さった増田先生、細谷先生並びに両事務所の所員の皆様、どうもありがとうございました。



書籍紹介 「先進諸国の納稅者権利憲章」

——わが国税務行政手続の課題

◇石村耕治朝日大学教授著◇

「日本の経済は一流、しかし政治は三流、そして入管行政と税務行政は同じレベルでともにそれ以下。」

これは本書のはしがきに書かれた、著者の知人の外国人弁護士のわが国の税務行政への感想である。この感想でおわかりのとおり、わが国の税務行政は、先進諸国と比較し、極めてお粗末な状態である。

全国青税は、ここ数年の間に、アメリカ・カナダ・オーストラリアへ、著者の多大な協力のもとに、税務行政適正手続などの視察を行ってきた。視察団参加者は、視察各国の税務行政の実態を見て、「わが国の税務行政は国際的にみて、なんと遅れていることか」と感じて帰国した。

ところで、わが国の少なからずの税理士は、わが国の税務行政の実際について、「やむを得ない」あるいは「不満はあるが現実にはどうしようもない」と思っているのではないかろうか。何故なら、わが国には諸外国と違って、税務行政適正手続が規定されていないため、理論上はわかっていても現実には税理士は税務行政と闘いくらいという現実があるからである。

本書は、わが国の税務行政の透明化・国際化のために、先進諸国の「納稅者権利憲章」を数多く紹介している。本書の第1章「わが国の税務行政の現状と課題」は、92年7月に名古屋税理士会調査研究部で著書が行った講演をベースに書かれており、わが国の税務行政の現状と問題点が端的に書かれている。本書の導入部分として税理士にとって極めてわかり易い。

第II部では、先進諸国の「納稅者権利憲章」が各国の実状の個別の分析を含めて紹介されている。先進諸国がいかに納稅者の権利を保障しているか良く理解できる。

本書の特徴は、この「第II部、先進諸国の納稅者権利憲章」にある。これだけの諸外国の「納稅者権利憲章」を一冊にまとめたのは、本書がわが国で初めてであり、かつ唯一なのである。

本書は、わが国に先進諸国のような「納稅者権

利憲章」をいかにしたら制度化できるのかも示唆してくれている。良識ある税理士にとって必読の書である。

以下、参考までに本書の目次を紹介したい。この目次をみただけで、青税の会員諸兄は本書を読みたくなるはずである。

(中央経済社発行・定価2700円)

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

「先進諸国の納稅者権利憲章」

第I部 わが国税務行政手続の透明化・国際化の課題

第1章 わが国税務行政の現状と課題

第2章 行政手続法と税務行政

第3章 先進各国での税務行政改革の現状

第4章 わが国での納稅者権利憲章制定の課題

第5章 課税庁保有情報開示制度の必要性

第II部 先進諸国の納稅者権利憲章

—各国の実状の個別の分析

第6章 アメリカ連邦「納稅者権利保障法」

第7章 アメリカ内国歳入庁「納稅者としてのあなたの権利」〔全文翻訳〕

第8章 アメリカのコンタクト・レター
(税務調査通知書) の実際

第9章 アメリカ諸州の納稅者権利章典

第10章 カナダの「納稅者権利宣言」
〔全文翻訳〕

第11章 イギリスの「納稅者憲章」

第12章 フランスの「納稅者憲章」—調査の際のあなたの権利と義務〔全文翻訳〕

第13章 オーストラリアの「国税庁サービス方針」

第14章 ニュージーランドの「内国歳入庁PP
P宣言」・「苦情処理プログラム」

第15章 わが国での納稅者権利憲章制定の動向

補章 わが国の行政手続法(案)〔抄〕、国税通則法改正(案)

岩田俊一(東京)